

改元に伴う関係規則の整理に関する規則

令和元年5月13日 規則第1号

(南部箕蚊屋広域連合公印規則の一部改正)

第1条 南部箕蚊屋広域連合公印規則（平成11年南部箕蚊屋広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「平成」を削る。

(南部箕蚊屋広域連合情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 南部箕蚊屋広域連合情報公開条例施行規則（平成13年南部箕蚊屋広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「公開請求者」を「公開請求書」に改める。

様式第1号から様式第9号までの様式中「平成」を削る。

(南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 南部箕蚊屋広域連合個人情報保護条例施行規則（平成13年南部箕蚊屋広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第12号までの様式中「平成」を削る。

(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例施行規則の一部改正)

第4条 南部箕蚊屋広域連合介護保険条例施行規則（平成12年南部箕蚊屋広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第4号及び様式第6号の様式中「明・大・昭」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則の改正前の規則に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。